

### 6月1日は人権擁護委員の日です

現在、南三陸町では、6人の人権擁護委員が人権教室の開催や人権に関する皆さんの相談に応じています。相談は無料で秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。なお、定期相談を総合ケアセンター南三陸と歌津総合支所で行っています。相談日は、21ページをご覧ください。平成31年4月1日付けで阿部敏克さん、千葉よう子さんが人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。任期は3年です。

保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

【志津川地区】 大山たつ子・錦部 照夫  
三浦 房江・佐藤 富俊  
【歌津地区】 新 阿部 敏克  
新 千葉よう子



新 阿部 敏克 新 千葉よう子

### 教えて！ 消費生活相談所



最近、消費者トラブルの相談や被害が増えています。トラブルや被害を防ぐために事例や注意点などをシリーズで紹介しますので、参考にしましょう。

### 新しい日本銀行券と貨幣の発行

今年4月に、新しいお札（日本銀行券）と、硬貨（貨幣）の発行について、発表がありました。一万円札・五千円札・千円札は新たな図柄になり、五百円硬貨は使用する素材などを新たに、新しいお札は2024年度、新しい硬貨は2021年度に発行予定とのことです。

この発表に合わせて財務省から、「現行のお札が使えなくなる。」などを騙った詐欺行為について、注意喚起がなされています。現在使われているお札と硬貨は、新しいお札と五百円硬貨が発行されても、引き続き通用します。もし、「新しいお札が発行されると、古いお札は使えなくなるので、一度預かって、後で新しいお札を持ってきます。」など、現金を渡すように誘導する人がいたら、詐欺です。

「おかしいな」と感じたときやトラブルに巻き込まれてしまったときは、ご相談ください。

消費者ホットライン ☎188 [土・日曜日受付可]  
南三陸町消費生活相談所 (商工観光課) ☎46-1385

### 「土砂災害防止月間」 の実施について

～みんなで防ごう土砂災害～

土砂災害から町民の生命、身体を守るため、増水期を迎える6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害に対する町民の方々の理解と関心を深めていただくよう町内での点検運動を実施します。この機会に是非、大雨時の対応について家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。

建設課土木建築係 ☎46-1377

### 南三陸町民環境週間

6月1日から1週間は南三陸町民環境週間です。

町では、環境週間にちなんで町民と事業者の皆さんに、広く環境の保全などの関心と理解を深めていただくために、環境パネル展を実施します。ぜひお気軽にお立ち寄りください。

- 展示期間：6月1日(土)～7日(金)まで
- 場 所：役場本庁舎マチドマ

環境対策課環境政策係 ☎46-5528

### 平成30年度情報公開・個人情報保護実施状況

町では、公正で開かれた町政の推進と個人の権利利益の保護に取り組んでいます。平成30年度における情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況をまとめました。

#### 情報公開条例に基づく情報開示の実施状況

- ・ 工事に関する文書 ……19件
- ・ 入札などに関する文書 ……2件
- ・ 道路の整備や新規認定などに関する文書 ……2件
- ・ 津波復興拠点整備事業に関する文書 ……2件
- ・ 震災復興祈念公園の整備に関する文書 ……3件
- ・ 道の駅の整備に関する文書 ……1件
- ・ ネイチャーセンター及び港橋の撤去に関する文書 ……1件
- ・ 公共施設の解体工事におけるアスベスト含有調査に関する文書 ……1件
- ・ 被災建築物アスベスト含有量調査に関する文書 ……1件
- ・ 農業振興地域整備計画に関する文書 ……1件
- ・ 農地転用許可申請に関する文書 ……1件

- ・ ふるさと納税返礼品に関する文書 ……2件
- ・ 震災関連死に関する文書 ……1件
- ・ 町と他団体との協議交渉に関する文書 ……2件
- ・ 南三陸町職員採用試験に関する文書 ……1件

※情報開示の実施件数は、「町長」が39件、「農業委員会」が1件となっています。

#### 個人情報保護条例に基づく個人情報の運用状況

##### ◇個人情報の開示の実施状況

個人情報の開示の実施件数は、「町長」が5件となっています。

##### ◇その他運用状況

個人情報の訂正請求および個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

総務課総務法令係 ☎46-1370

## 毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～6月11日は「危険箇所を確認する日」です～

土砂災害防止月間および危険物安全週間にあたり、危険箇所および危険物の保管状況の確認をしましょう。

### 周辺の土砂災害危険箇所や危険物の保管状況を確認する習慣を心掛けましょう。

毎年各地で土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発し、人命・財産に甚大な被害を及ぼしています。東日本大震災によって、地下の深いところまで地盤が緩んでいます。これから梅雨や台風などで、土砂災害が多発する時期に入りますので、近くの危険箇所の確認や、家族、職場で話し合いを持つことを心掛けましょう。

また、身近にある危険物の保管場所や状況について確認する習慣を身につけておきましょう。

### 町の情報伝達について

町では、土砂災害警戒情報その他の防災気象情報などに基づき、避難勧告を発令します。皆さんへの情報提供は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メールなどを活用し、迅速にお知らせします。

### 避難する時の注意事項

災害時は、町の指定避難所・避難場所など、安全な場所に避難してください。町の指定避難所・避難場所への避難が困難な時は、緊急の策として、近くの丈夫な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（崖から離れた部屋）に避難しましょう。

### 土砂災害から身を守る3つのポイント

- 住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうかを確認しましょう。
- 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意しましょう。
- 土砂災害警戒情報が発表されたら土砂災害警戒区域などに住んでいる人は、早めに避難しましょう。

総務課危機対策係 ☎46-1376